

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
3MCE11A05020		32H21AX1001 0001		NSN			
品名 または 件名							
日高分屯地 警備システム外注修理 ほか3件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
101全支大							
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
各地				令和6年3月29日(金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年1月31日(水) 11時30分 北海道補給処調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。

オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 落札決定方法

ア 品目別の総額により決定する。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、同額の場合は抽選とする。

(3) 入札の無効

ア 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札に関する条件に違反した入札

ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書

エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

オ 電話、電報及びFAXによる入札

カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

- (4) 契約書作成の要否
落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (5) その他
- ア 入札書の記載要領等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算したもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。
- イ 郵便入札
- (7) 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため。）
- (4) 郵便入札の要領等
- a 送付先
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課
- b 送付期限
令和6年1月30日（火）17時00分（必着）
- ウ 送付要領
- (7) 入札書は「件名〇〇〇〇入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
- (4) 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。
- エ 到着の確認
郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者にて到着の確認を行うものとする。
- (6) 再度入札
- ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
- イ 郵便による入札者がいる場合
- (7) 再度入札の実施日時
令和6年2月8日（木）14時30分
- (4) 郵便入札の要領
- a 送付期限
令和6年2月8日（木）11時30分（必着）
- b その他の要領
初度の入札と同様とする。
- (7) 提出書類
- ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）
- イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- ウ 契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に受け負わせようとする場合は、「下請負承認申請書」を提出する。
なお、「下請負承認申請書」には下請負者の連絡先及び担当者名を記載する。
- (8) 下請負者の確認
- ア 契約担当官は、下請負承認申請の承認に当たって、「下請負承認申請者」に記載された下請負者に電話等により確認する。確認ができなかった場合は、下請負を承認しない。
- イ 契約担当官の電話等による確認期間は、入札日前日までとする。
- (9) 入札に関する問い合わせ先
- ア 仕様書に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊島松駐屯地第101全般支援大隊補給中隊（担当：時田）
電話 0123-36-8611（内線5987）
- イ 入札及び契約等に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：石川）
電話 0123-36-8611（内線5339）
FAX 0123-36-8719（直通）
- (10) 公告掲示場所
- ア 掲示板
- (7) 島松駐屯地
- (4) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
- イ 北海道補給処ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsd/nae/nadep/dep.html>
- (11) 公告掲示期間
令和6年1月12日～令和6年1月31日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者でない社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求番号：32H21AX1001

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	NSN	仕様書番号
日高弾薬支処		1GS-Z300004
日高分屯地 警備システム外注修理		
履行場所：陸上自衛隊 日高分屯地	防衛大臣承認	令和 年 月 日
住所：北海道沙流郡日高町千栄75	作成	令和 5年12月 5日
仕様書等の内容の調整先：第101全般支援大隊補給中隊	変更	令和 年 月 日
時田1曹（内線：5987）	作成部隊等名	第101全般援大隊
1 総則		
適用範囲		
この仕様書は、日高分屯地 警備システムの外注修理について規定する。		
2 整備内容及び実施要領		
2.1 本器材の整備に当たっては、各部位の機能等点検を万全に実施するとともに、屋外赤外線センサーカバー及びドーム式旋回式カメラの修理を実施し、使用可能な状態にする。		
2.2 修理に伴う交換部品は、別紙「修理用交換部品」に示すとおりとし、交換した廃部品等は業者にて処分する。		
2.3 除雪及び配管の埋設作業については官側で実施する。		
3 機能・性能		
機能及び性能は、本器材の本来の機能及び性能を満足させるものでなければならない。		
4 検査		
検査官は、本器材の修理を終了した後、性能検査等を実施し異状のないことを確認し、検査終了とする。		
5 保証期間		
本器材の修理箇所の保証期間は、役務完了検査合格から1年間とする。		
6 その他		
本仕様書に疑問又は不明瞭な事項がある場合は、その都度契約担当官等と調整するものとする。		

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	32H21AX1001
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5年 12月 21日
	作 成 部 課	101全般支援大隊 整備中隊
	作 成 年 月 日	令 和 5年 12月 1日
品 名	日高分屯地 警備システム外注修理	
仕 様 書 番 号	1GS-Z300004	

指定事項：

仕様書：

2 整備内容及び実施要領

器材名・製造会社：駐屯地警備システム・株式会社リコー

屋外赤外線センサーカバー 26個

ドーム型回転式カメラ 1台

ドーム型回転式カメラ壁面取付金具 1個

ドーム型回転式カメラポール取付金具 1個

ドーム型回転式カメラポール取付バンド 1個

マグネットスイッチ 2台

マグネットスイッチ取付金具 2個

ケーブルEM-CE-3.5sq-2C 同等品 55m

FEP40 3m

FEP40用直線接続材 3個

調整及び機能点検

※ 廃部品等は業者側で処分するものとする。

履行場所 : 日高分屯地 弾薬庫

4 検査

整備作業中は監督官立会のもと、実施するものとする。

整備作業完了後は、作業実施箇所等を検査官立会のもと確認を得るものとする。

細部連絡調整先 : 101全般支援大隊整備中隊 小椋 2曹 (5759)

6 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は、修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、「下請承認申請書」を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

なお、「下請負承認申請書」の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調達要求番号：32H21AX1002

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	6539973		仕様書番号
安平弾薬支処		1GS-Z300003	
安平駐屯地 駐屯地警備システム外注修理		防衛大臣承認	令和 年 月 日
履行場所：陸上自衛隊 安平駐屯地		作成	令和 5年12月 4日
住所：北海道勇払郡安平町字安平番外地		変更	令和 年 月 日
仕様書等の内容の調整先：第101全般支援大隊補給中隊 時田1曹（内線：5987）		作成部隊等名	第101全般援大隊
<p>1 総則</p> <p>この仕様書は、安平駐屯地 駐屯地警備システムの外注修理について適用する。</p> <p>2 整備内容及び実施要領</p> <p>2.1 本器材の整備に当たっては、各部位の機能等点検を万全に実施するとともに、屋外カメラ及び信号換装器の修理を実施し、使用可能な状態にする。</p> <p>2.2 修理に伴う交換部品は、別紙表-1「修理用交換部品」に示すとおりとし、交換した廃部品等は業者にて処分する。</p> <p>2.3 除雪及び配管の埋設作業については官側で実施する。</p> <p>3 機能・性能</p> <p>機能及び性能は、本器材の本来の機能及び性能を満足させるものでなければならない。</p> <p>4 検査</p> <p>検査官は、本器材の修理を終了した後、性能検査等を実施し異状のないことを確認し、検査終了とする。</p> <p>5 保証期間</p> <p>本器材の修理箇所の保証期間は、役務完了検査合格から1年間とする。</p> <p>6 その他</p> <p>本仕様書に疑問又は不明瞭な事項がある場合は、その都度契約担当官等と調整するものとする。</p>			

調達要領指定書	調達要求指定番号	32H21AX1002
	調達要求年月日	令和5年12月21日
	作成部	101全般支援大隊 整備中隊
	作成年月日	令和5年12月4日
品名	安平駐屯地 駐屯地警備システム外注修理	
仕様書番号	1GS-Z300003	

指定事項

1 品名・整備要求事項： 安平駐屯地 駐屯地警備システム外注修理

2 整備内容

- (a) 器材名・製造会社：駐屯地警備システム・オーテック電子株式会社
- (b) 屋外カメラ1台
- (c) 屋外カメラ壁取付金具1台
- (d) 屋外カメラポール取付金具1台
- (e) ポール取付バンド1台
- (f) 信号変換器1台
- (g) 屋外赤外線センサー電源4台
- (h) 中継盤AD基板用電源2台
- (i) 中継盤AD基板用電源取付金具（制作品）2台
- (j) 調整機能点検

※ 廃部品等は業者側で処分するものとする。

3 履行場所 : 安平駐屯地 弾薬庫

4 監督・検査

- (a) 整備作業中は監督官立会のもと、実施するものとする。
- (b) 整備作業完了後は、作業実施個所等を検査官立会のもと確認を得るものとする。

5 細部連絡調整先 : 第101全般支援大隊補給中隊 時田1曹 (5987)
第101全般支援大隊整備中隊 小椋2曹 (5759)

6 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は、修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、「下請承認申請書」を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

なお、「下請負承認申請書」の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調達要求番号：32H21AX1003

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	3539973	仕 様 書 番 号	
白老弾薬支処		1GS-Z300002	
白老駐屯地 駐屯地警備システム外注修理		防衛大臣承認	令和 年 月 日
履行場所：陸上自衛隊 白老駐屯地		作 成	令和 5年12月 1日
住所：北海道白老郡白老町字白老782		変 更	令和 年 月 日
仕様書等の内容の調整先：第101全般支援大隊補給中隊 時田1曹（内線：5987）		作成部隊等名	第101全般援大隊
<p>1 総則</p> <p>この仕様書は、白老駐屯地 駐屯地警備システムの外注修理について適用する。</p> <p>2 整備内容及び実施要領</p> <p>2.1 本器材の整備に当たっては、各部位の機能等点検を万全に実施するとともに、カメラ及びカメラ信号光変換装置の修理を実施し、使用可能な状態にする。</p> <p>2.2 修理に伴う交換部品は、別紙 表-1「修理用交換部品」に示すとおりとし、交換した廃部品等は業者にて処分する。</p> <p>2.3 除雪及び配管の埋設作業については官側で実施する。</p> <p>3 機能・性能</p> <p>機能及び性能は、本器材の本来の機能及び性能を満足させるものでなければならない。</p> <p>4 検査</p> <p>検査官は、本器材の修理を終了した後、性能検査等を実施し異状のないことを確認し、検査終了とする。</p> <p>5 保証期間</p> <p>本器材の修理箇所の保証期間は、役務完了検査合格から1年間とする。</p> <p>6 その他</p> <p>本仕様書に疑問又は不明瞭な事項がある場合は、その都度契約担当官等と調整するものとする。</p>			

調達要領指定書	調達要求指定番号	32H21AX1003
	調達要求年月日	令和5年12月21日
	作成部	101全般支援大隊 整備中隊
	作成年月日	令和5年12月1日
品名	白老駐屯地 駐屯地警備システム外注修理	
仕様書番号	1GS-Z300002	
指定事項		
1 品名・整備要求事項： 白老駐屯地 駐屯地警備システム外注修理		
2 整備内容		
(a) 器材名・製造会社：駐屯地警備システム・セコム株式会社		
(b) カメラ信号光変換受信部A 1個		
(c) 警備監視装置PC 1台		
(d) 屋外AHDコンビネーションカメラ1台		
(e) 屋外カメラ壁取付金具1台		
(f) 屋外カメラポール取付金具1台		
(g) ポール取付バンド1台		
(h) AHD-NTSCダウンコンバータ1台		
(i) カメラ信号光変換送信部A 1個		
(j) ACアダプタ1個		
(k) 4分割ユニット1個		
(l) 調整及び機能点検		
※ 廃部品等は業者側で処分するものとする。		
3 履行場所 : 白老駐屯地 弾薬庫		
4 監督・検査		
(a) 整備作業中は監督官立会のもと、実施するものとする。		
(b) 整備作業完了後は、作業実施個所等を検査官立会のもと確認を得るものとする。		
5 細部連絡調整先 : 101全般支援大隊整備中隊 小椋2曹 (5759)		
6 その他		
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は、修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、「下請承認申請書」を契約担当官等に提出し、承認を受ける。		
なお、「下請負承認申請書」の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。		

調達要求番号：32H21AX1004

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	GS011244481		仕様書番号
早来燃料支処		1GS-Z300001	
早来分屯地 警備システム外注修理		防衛大臣承認	令和 年 月 日
履行場所：陸上自衛隊 早来分屯地		作 成	令和 5年12月 1日
住所：北海道勇払郡安平町東早来番外地		変 更	令和 年 月 日
仕様書等の内容の調整先：第101全般支援大隊補給中隊 時田1曹（内線：5987）		作成部隊等名	第101全般援大隊
<p>1 総則</p> <p>この仕様書は、早来分屯地 警備システムの外注修理について適用する。</p> <p>2 整備内容及び実施要領</p> <p>2.1 本器材の整備に当たっては、各部位の機能等点検を万全に実施するとともに、屋外カメラ及び光送信機、光受信機の修理を実施し、使用可能な状態にする。</p> <p>2.2 修理に伴う交換部品は、別紙 表-1「修理用交換部品」に示すとおりとし、交換した廃部品等は業者にて処分する。</p> <p>2.3除雪及び配管の埋設作業については官側で実施する。</p> <p>3 機能・性能</p> <p>機能及び性能は、本器材の本来の機能及び性能を満足させるものでなければならない。</p> <p>4 検査</p> <p>検査官は、本器材の修理を終了した後、性能検査等を実施し異状のないことを確認し、検査終了とする。</p> <p>5 保証期間</p> <p>本器材の修理箇所の保証期間は、役務完了検査合格から1年間とする。</p> <p>6 その他</p> <p>本仕様書に疑問又は不明瞭な事項がある場合は、その都度契約担当官等と調整するものとする。</p>			

調達要領指定書	調達要求指定番号	32H21AX1004
	調達要求年月日	令和5年12月21日
	作成部	101全般支援大隊 整備中隊
	作成年月日	令和5年12月1日
品名	早来分屯地 警備システム外注修理	
仕様書番号	1GS-Z300001	

指定事項

1 品名・整備要求事項： 早来分屯地 駐屯地警備システム外注修理

2 整備内容

- (a) 器材名・製造会社：駐屯地警備システム・セコム株式会社
- (b) 屋外AHDコンビネーションカメラ1台
- (c) 屋外カメラ壁取付金具1台
- (d) 屋外カメラポール取付金具1台
- (e) ポール取付バンド1台
- (f) カメラコントローラLANユニットタイプ1台
- (g) 制御インターフェースメイン基板1台
- (h) カメラ信号光変換送信部1台
- (i) ACアダプタ1台
- (j) カメラ信号光変換受信部1台
- (k) 映像表示器C1台※1
- (l) 調整及び機能点検

※1 ダウンコンバート材料必要

※2 廃部品等は業者側で処分するものとする。

3 履行場所： 早来分屯地 弾薬庫

4 監督・検査

- (a) 整備作業中は監督官立会のもと、実施するものとする。
- (b) 整備作業完了後は、作業実施個所等を検査官立会のもと確認を得るものとする。

5 細部連絡調整先：第101全般支援大隊補給中隊 時田1曹 (5987)
第101全般支援大隊整備中隊 小椋2曹 (5759)

6 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は、修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、「下請承認申請書」を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

なお、「下請負承認申請書」の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。